



神奈川県

KANAGAWA



企業等の法人の皆様へ

農業に参入してみませんか

～相談窓口で参入の支援をします～

疑問①

神奈川県で農業できるんですか？

できます！

約1.8万ヘクタールの農地があり、担い手が不足しています！

疑問②

どんな農産物が生産されていますか？

野菜の生産割合が高いですが、
果樹や花き、生乳等の生産も盛んです

疑問③

農業参入を検討したいけれど…
どこに相談すればいいの？



県PRキャラクター
かながわキンタロウ

神奈川県立かながわ農業アカデミーに
ご相談ください！

電話 046-238-5274

農業を始めるために必要な、いろいろな情報を提供します。

かながわの農業

神奈川県の
農業農村整備の
マスコットガール
「とっちーちゃん」



◆本県の概要

神奈川県は関東平野の南西部に位置し、東と南は海に面しています。

人口は約924万人、世帯数は約426万世帯で、東部は横浜市や川崎市をはじめとした都市が広がり、西部は都市近郊の自然豊かな地域となっています。道路網や鉄道網が発達し都心からのアクセスも容易です。



※令和3年9月1日現在のデータです。

◆農業の概要

農家一戸あたりの耕地面積が0.86ha(全国平均2.5ha)と規模は小さいですが、野菜を中心に、高い技術力を生かして農地を高度に利用した土地生産性の高い経営が行われています。

県内にある農地の8割が畑で、温暖な気候と大消費地に近いという利点を生かし、野菜や果実のほか、牛乳、豚肉など生鮮食料を中心とした生産が盛んです。

また、販売は、市場出荷や都市近郊である強みを生かした直売、契約出荷、観光もぎとり園など様々です。

耕 地 面 積	ha	18,400
うち 畑	ha	3,610
うち 田	ha	14,800
農 家 戸 数	戸	21,290
うち販売農家	戸	10,479
農 業 経 営 体	経営体	11,402
うち個人経営体	経営体	11,091
うち団体経営体	経営体	331
農 業 算 出 額	億円	655
1 戸 当たり 耕 地 面 積	ha	0.86
10a 当たり 生産農業所得	千円	133

※出典 かながわ農林水(令和3年度版)

○ 担い手の状況

農業の担い手の減少や高齢化が進んでおり、農業就業人口に占める65歳以上の割合が過半数(約65%)を占めるなど、担い手の確保が課題となっています。そのため、企業やNPO法人等の新規農業参入による農業の活性化が期待されています。

○ 農地の状況

耕地面積は昭和40年代の都市化により急激に減少をしましたが、その後緩やかな減少傾向で推移し、県土の約7.6%の18,400haの耕地があります。また、近年では賃借などの農地の流動化が進み、農家の経営規模が拡大しています。

◆かながわ県産の安全安心な農畜産物を提供しています！



野菜	231万人分
米	27万人分
果実	53万人分
鶏卵	93万人分
牛乳	84万人分
豚肉	45万人分

※出典 かながわ農林水(令和3年度版)

今、かながわの農業が “注目”されています！

かながわの農業の役割について、多くの県民の方々は、「安全・安心な食料の供給」や「地消地産」の取組みが重要と考えています。

◆生産量の全国順位で上位の農産物がこんなにあります！

◆野菜

だいこん 5位
こまつな 6位
きやべつ 7位
かぼちゃ 7位

◆果実

キウイフルーツ 4位
みかん 11位

◆花き

パンジー 3位
ばら 6位

◆豆類

らつかせい 3位



※出典 かながわ農林水(令和3年度版)

◆地域の特色を生かした農業が展開されています！

県央地区

都市化が進む中でも田園風景が残り、米、大豆、いちご、やまいもなどの野菜や、果物、豚肉、鶏卵などの農畜産物が生産されています。

横浜川崎地区

県内で最も都市化が進み、一区画ごとの農地は狭いながらも、こまつな、ほうれんそう、きやべつ、梨、シクラメン、花壇苗、豚肉などの農畜産物が効率的に生産されています。

県西地区

自然が豊かで、恵まれた水系や傾斜地を活かし、米、みかんやうめなどの果物、茶、たまねぎなどの野菜、牛乳・牛肉などの農畜産物が生産されています。

横須賀三浦地区

都市近郊に位置しつつも温暖な気候に恵まれている三浦半島では、台地に広がる畑で、だいこん、きやべつ、かぼちゃなどが栽培され、全国有数の露地野菜産地を形成しています。

湘南地区

とまと、きゅうり、いちご、ばらなどの施設園芸が早くから展開し、畜産も含めた生産性の高い農業が展開されています。水系にも恵まれ、米は県内の主産地になっており、露地野菜の生産も盛んです。

◆法人が農業参入をするには？

企業等の法人が農業参入をするには、自ら農畜産物を生産するために農地を利用するもの、農作業を受託するなど農地所有・貸借を必要としない農業参入があります。農地を利用した農業参入には、農地を所有することができる農地所有適格法人と、貸借のみ可能な一般法人があります。



◆法人の農業参入に向けた準備すべきポイント

○ 農業参入目的の明確化

農産物の生産販売、経営の多角化、6次産業化、農福連携、福利厚生など参入の位置づけを整理することが大切です。また、農業経営は天候などに左右されるため、農業参入のリスクを考慮することが大切です。

○ 農業技術の確保

安定した生産・販売により経営を続けるためには、高い農業技術が必要です。また、農地の所有や貸借には、農地等の全てを効率的に利用することができる農業技術が必要です。

○ 地域の理解

農村地域では見知らぬ企業が地域に参入することに対して不安に感じる住民も存在します。参入には地域社会の一員として、地域へ溶け込むことが重要です。

○ 参入地域の選定

気象や土壌条件など生産する品目に適した農地確保が必要です。また、販路や利便性なども含めて参入地域を選定することが大切です。

○ 販路の確保

経営を安定的に行うためには、消費者のニーズの把握、販売ターゲットの選定、栽培スケジュールに合わせた販路の確保などが大切です。

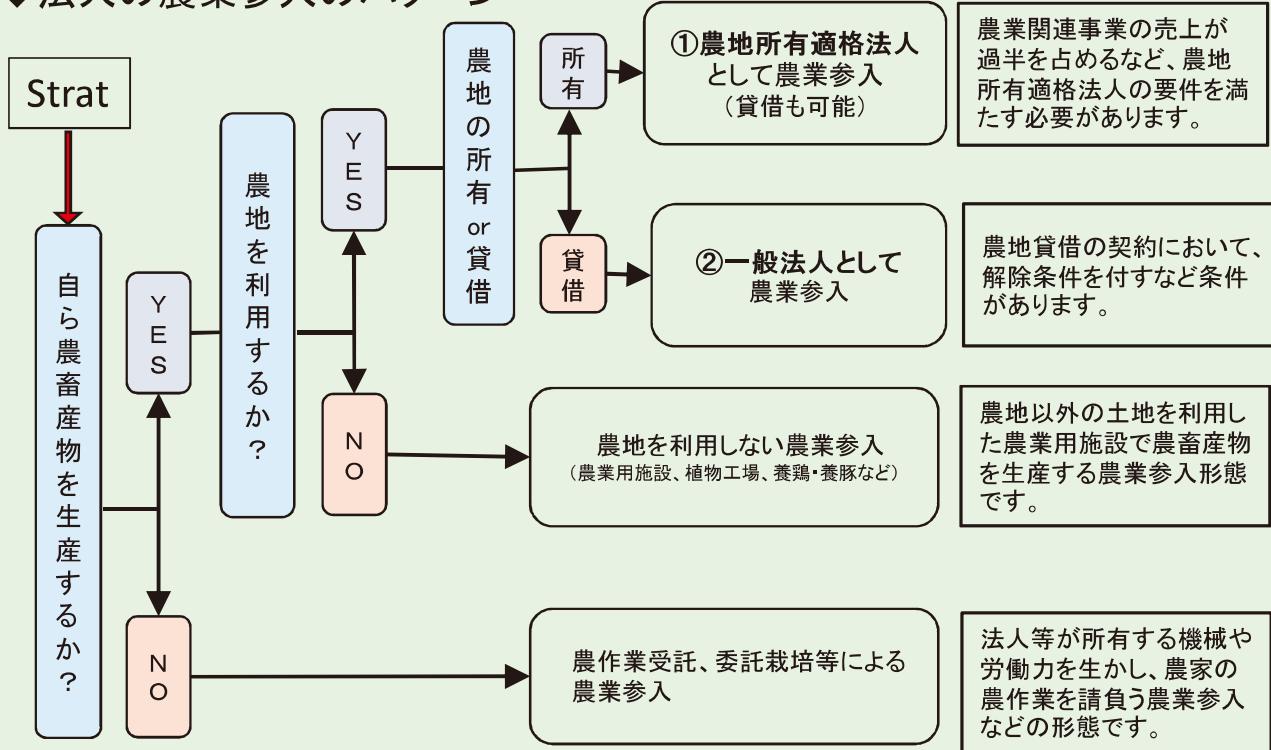
◆農地の売買・貸借には許可を受ける必要があります。

耕作目的で農地を売買又は貸借する場合、農地法による農業委員会の許可等が必要です。なお、この許可等を受けるためには、法人の農業参入要件のほかに、農地等の全てを効率的に利用することができる農業技術を有するなどの要件があります。

[農地の利用について決めている法律の種類]

農 地 法	→ 農業委員会の許可
農業経営基盤強化促進法	→ 市町村長の承認、公告
農地中間管理事業の推進に関する法律	→ 県知事の認可、公告
都市農地の貸借の円滑化に関する法律	→ 市町村長の認定

◆法人の農業参入のパターン



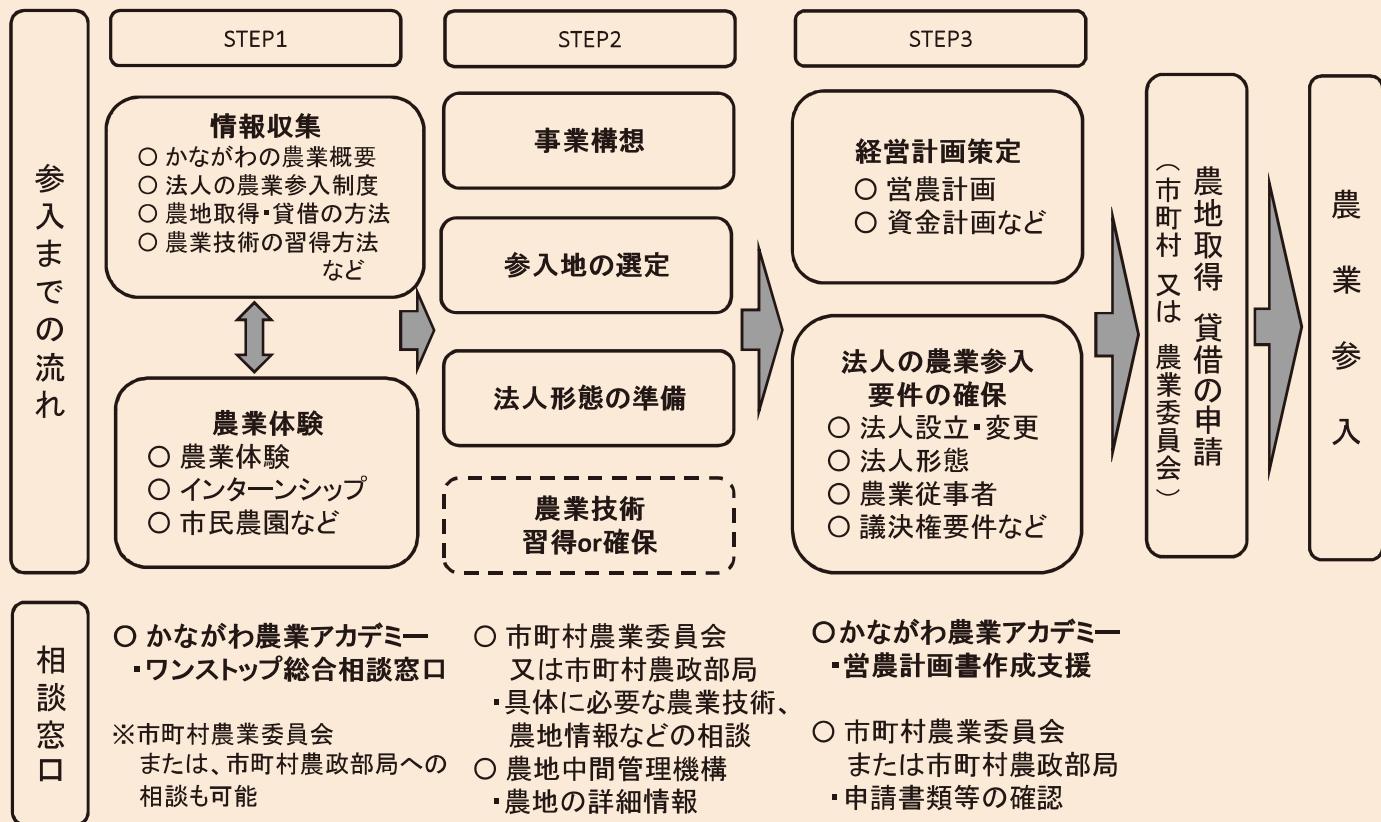
①農地所有適格法人(所有、貸借が可能)

- 法人形態は、株式会社(公開会社ではない)、合名会社、合資会社、合同会社、農事組合法人のいずれかです。
- 農地所有適格法人は「主たる事業が農業であること」が必要です。主たる事業には農畜産物の製造、加工、販売、農業生産資材の製造等が含まれ、売り上げ額の過半であることが必要です。
- 株式会社や持分会社においては、総議決権又は総社員の過半が「農地の提供者」、「その法人の農業に常時従事する者(原則、150日以上)」など農業関係者が占めることができます。
- 役員の過半の者が「その法人の農業に常時従事(原則、150日以上)する構成員であること」、かつ、「役員または重要な使用人のうち1人以上が原則年間60日以上農作業に従事すること」が必要です。

②一般法人(賃貸借のみ可能)

- 法人形態、事業、議決権の制限は無く、幅広い法人の農業参入が可能です。そのため、新たに法人を立ちあげる必要が無く、本県の法人の新規農業参入の多くは一般法人となっています。
- 業務を執行する役員のうち1人以上が「その法人の農業に常時従事(年間150日以上)すること」が必要です。
- 農地は賃貸借または使用貸借に限られ、農地を適正に使用しない場合は契約を解除する旨の条件を契約書に付す必要があります。

◆法人の農業参入の流れ(農地所有適格法人・一般法人)



相談の申し込み・所在地

かながわ農業アカデミーでは、新たに農業参入を希望する企業等の法人を対象に相談窓口を設け、農地に関する制度をはじめとする各種情報提供などの支援をしています。



ご相談は予約制となります。
あらかじめ、日時を調整のうえ、
御来校をお願いします。

神奈川県立かながわ農業アカデミー
就農企業参入課 就農支援班

〒243-0410 海老名市杉久保北5-1-1
TEL 046-238-5274
FAX 046-238-9720

【交通】

海老名駅東口から相鉄バス
3番乗場「下浜田経由農大前」、もしくは
2番乗場「厚木ナイロン経由農大前」、
終点下車徒歩1分



【ホームページ】こちらから <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/k5g/academy-top/index.html>



(令和3年10月作成)